

葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を公布する。

令和8年3月27日

葛飾区長

葛飾区条例第4号

葛飾区教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、文化に関する事務（文化財の保護に関することを除く。）は、葛飾区長が管理し、及び執行することとする。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。